

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 訓 令 甲

○公印規程の一部を改正する訓令  
○文書規程の一部を改正する訓令

## 告 示

○特定計量器の定期検査の実施  
○県営土地改良事業の換地処分  
○建設業許可の取消し

## 教育委員会

○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則  
○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

## 公安委員会

○宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

## 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三十八号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

## 公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第九条第一項に後段として次のように加える。

総合文書システム（文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）第一条の二第三号に規定する

ページ

総合文書システムをいう。）による回議に係るものにあつては、当該申出に代えて公印承認依頼の操作を行わなければならない。

## 附 則

この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第三十九号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「電子県庁共通基盤システム（宮城県IT戦略推進計画Ⅱ（平成十六年三月策定）による電子自治体化の推進の一環として整備された県における各種電子情報処理機能の共通基盤となる機能群をいう。以下「共通基盤システム」という。）のうち、」を削り、「電子決裁及び文書管理の機能」を「情報処理システム」に改める。

第二条第二項中「よう努めなければならない」を「ものとす」に改める。

第五条の二第一項中「、決裁日登録」を削る。

第六条第一項第七号を削り、同条第三項中「、第三号」を削り、「第七号」を「第六号」に改め、同項第一号中「文書收受簿」を「收受発送簿」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「、第七号」を削り、「第十号」を「第九号」に改め、同項第一号中「文書收受簿」を「收受発送簿」に改め、第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十条第一項並びに第三項第九号及び第十号中「文書收受簿」を「收受発送簿」に改める。

第十六条第一項中「、総合文書システムによることが困難な事情がない限り」を「、別に定めがある場合又は特に支障のある場合を除き」に改め、「よう努める」を削る。

第二十条第六号中「総合文書システムにより決裁されるものにあつては、当該決裁済の文書情報を出力することにより作成する決裁済回議用紙」の所定欄に朱書すること」を「の所定欄に朱書すること。総合文書システムにより決裁されるものにあつては、当該特別の取扱いを要するものの表示を所定欄に入力するほか、当該決裁済の文書情報を出力することにより作成する決裁済回議用紙の所定欄に朱書すること」に改める。

第二十七条中「主任又は電子文書取扱主任」を「当該回議に係る事務を担当する者」に改める。  
第三十一条第一項第四号中「文書番号簿」を「收受発送簿」に改める。







様式第二十三号を次のように改める。  
 様式第二十四号を次のように改める。

様式第24号 (第39条関係) (用紙日本産業規格A列4番)

文書分類記号	文書分類記号	文書分類記号
所属年度	所属年度	所属年度
(簿冊名)	(簿冊名)	(簿冊名)
保存年限	保存年限	保存年限
保存満了期限	保存満了期限	保存満了期限
(バーコード)	(バーコード)	(バーコード)

(注) 簿冊の厚さに応じて適切な幅を選択すること。



様式第二十六号中

課長 主任課長補佐 課長 主任課長補佐 課長 副課長 課長 副課長

に改める。

様式第二十六号の二を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の文書規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の文書規程の規定によるものとみなす。

# 告 示

○宮城県告示第七百七十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年十月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和三年十一月二十九日	塩竈市 仲卸市場	午前八時三十分から正午まで	塩釜水産物仲卸市場（四号売場休憩所）
十一月三十日	塩竈市 仲卸市場	午前八時三十分から正午まで	塩釜水産物仲卸市場（四号売場休憩所）
十二月三日	塩竈市 浦 戸	午前九時十五分から午後零時十五分まで	マリングート塩釜
十二月六日	塩竈市 全 域	午前二時三十分から午後二時三十分まで	塩釜ガス体育館（塩竈市体育館）
十二月七日	塩竈市 全 域	午前二時三十分から午後二時三十分まで	塩釜ガス体育館（塩竈市体育館）

同 十二月八日 塩竈市 全 域 午前十時三十分から午後二時三十分まで 塩釜ガス体育館（塩竈市体育館）

○宮城県告示第七百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年十月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

敷玉西部地区

二 処分の年月日

令和三年十月十四日

○宮城県告示第七百七十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

令和三年十月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

令和三年十月二十二日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 菅原工業株式会社 菅原 嘉一	主たる営業所の所在地 仙台市宮城野区岩切字洞ノ口二百二十九番地の二	建設業許可番号 （宮城県知事許可） 般一二十九 第二万二千二百二号
-------------------------------------	--------------------------------------	--

三 処分の内容

一般建設業許可の取消し

四 処分の原因となった事実

菅原工業株式会社は、役員が令和元年十一月十一日に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条に規定する罪で罰金の略式命令を受け、その刑が確定したことにより法第八条第十二号に規定する欠格要件に該当していたにもかかわらず、令和二年五月二十六日に建設業許可を申請する際、当該欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書を提出し、令和二年六月十九日に不正の手段によ

### 教育委員会

り建設業許可を受けた。  
このことは、法第二十九条第一項第七号に該当する。

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月二十二日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十一号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県泉高等学校の項中

男女	二四〇
を	
男女	二〇〇

に改め、

同表宮城県泉館山高等学校の項から宮城県宮城広瀬高等学校の項までの規定中

二八〇
-----

を

「二四〇」に改め、同表宮城県仙台東高等学校の項中

二四〇
を
二〇〇

に改め、

同表宮城県石巻商業高等学校の項中

二〇〇
-----

を

一六〇
-----

に改め、同表宮城県塩釜高等学

校の項中

男女	二八〇
----	-----

を

男女	二四〇
----	-----

に改め、同表宮城県名取北高等学校の項中

「男女二八〇」を

男女	二四〇
----	-----

に改め、同表宮城県登米高等学校の項から宮城県岩出

山高等学校の項までの規定中

男女	一二〇
----	-----

を

男女	八〇
----	----

に改め、同表宮城県大河

原商業高等学校の項中

四〇	八〇
----	----

を

四〇	四〇
----	----

に改め、同表宮城県黒川高

等学校の項中「四〇 八〇」を「四〇 四〇」に改め、別表第一第二号の表宮城県  
宮城第一高等学校の項中

宮城県宮城第一高等学校	普通科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	二〇〇
を						
普通科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	二〇〇	

を

宮城県宮城第一高等学校	普通科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	二〇〇
を						
普通科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
理科	三年	男女	四〇	八〇	二〇〇	
国際探検科	三年	男女	四〇	八〇	二〇〇	

に改め、同表宮城県宮

城野高等学校の項中

男女	一六〇
男女	四〇〇
男女	八〇〇

を

男女	二〇〇
男女	四〇〇

に改め、同表宮城県石巻北高等学

校の項中

一六〇	二〇〇
-----	-----

を

一六〇	一六〇
-----	-----

に改める。

別表第二第一号の表宮城県石巻北高等学校校飯野川校の項を削り、同表宮城県大河原商業高等学校の

項中「男女四〇」を

男女	—
----	---

に改め、別表第二第二号の表宮城県石巻北高等学

校飯野川校の項中

—
---

を

四〇
----

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月二十二日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十二号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。



別表第三第一号の表中

宮城県立聴覚支援学校 一年、二年又は三年 四八 を

宮城県立視覚支援学校	一年、二年又は三年	一五
宮城県立聴覚支援学校	一年、二年又は三年	三〇

に改め、同表宮城県立聴覚支援学校小牛

田校の項中 「二四」 を 「一五」 に改める。

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

「四四」「三八」 を 「三一」「四四」 に改め、

同表宮城県立小松島支援学校の項中

「二二」「二八」 を 「二二」「二二」 に改め、同表宮城県立

石巻支援学校の項中

「二七」「三八」「四二」 を 「三五」「二七」「三八」 に改め、同表宮城県立気

仙沼支援学校の項中

「二四」「一九」 を 「一九」「二四」 に改め、同表宮城県立名取支援学校の

項中

「二七」「一七」「二三」 を 「二二」「二七」「一七」 に改め、同表宮城県立角田支援学校の項

中

「二二」「二七」 を 「一九」「二二」 に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

「一九」

に改め、同表宮城県立金成支援学校の項中

「二七」 を 「一九」 に改め、同表宮

城県立古川支援学校の項中

「一九」「三八」「二七」 を 「二八」「一九」「三八」 に改め、同表宮城

県立船岡支援学校の項中

「二三」「二〇」 を 「二〇」「二三」 に改め、同表宮城県立山元支援学

校の項中 「四一」 を 「三〇」 に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

「一七」「二七」「二五」 を 「二七」「一七」「二七」 に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

### 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第9号

宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月22日

宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 宮城県公安委員長 森山 博

宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年宮城県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(宮城県警察本部長への事務の委任) 第2条 次に掲げる事務は、宮城県警察本部長が行う。 (1)・(2) (略) (3) ストーカー規制法の施行に関する次に掲げること。 ア ストーカー規制法第5条第1項の規定による命令 イ (略) ウ ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令 エ・オ (略) カ ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分</p>	<p>(宮城県警察本部長への事務の委任) 第2条 次に掲げる事務は、宮城県警察本部長が行う。 (1)・(2) (略) (3) ストーカー規制法の施行に関する次に掲げること。 ア ストーカー規制法第5条第1項の規定による命令（同条第12項の公示送達による当該命令を除く。） イ (略) ウ ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令（同条第12項の公示送達による当該命令を除く。） エ・オ (略) カ ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分（同条第12項の公示送達による当該処分を除く。）</p>

<p>キ〜ケ (略) (警察署長への事務の委任) 第3条 次に掲げる事務は、警察署長に委任する。 (1) (略) (2) ストーカー規制法の施行に関する次に掲げること。 ア ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令 _____ イ・ウ (略)</p>	<p>キ〜ケ (略) (警察署長への事務の委任) 第3条 次に掲げる事務は、警察署長に委任する。 (1) (略) (2) ストーカー規制法の施行に関する次に掲げること。 ア ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令 (同条第12項の公示送達による当該命令を除く。) イ・ウ (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。